

## 介護老人保健施設リンク樫原 所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患療養費とは、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全を発症した入所者（短期入所は除く）に対し、施設内で投薬、処置等を行った場合に算定するものです。

令和7年度（令和7年4月から令和8年3月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	日数		13	7		6		4	6					36
	人数		3	1		1		1	1					7
尿路感染症	日数	26	12	12	5	10	5	7	14	14	14	7	21	147
	人数	4	2	2	1	2	1	1	2	2	2	1	3	23
带状疱疹	日数			7										7
	人数			1										1
蜂窩織炎	日数		7		7	4	4			6				28
	人数		1		1	1	1			1				5
慢性心不全	日数													0
	人数													0

疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎	血液検査、抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
尿路 感染症	血液検査、検尿、一般沈査、抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)、内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、など診察結果に基づいた必要な治療
带状疱疹	抗ウイルス剤の内服（ゾビラックス錠）消炎鎮痛剤を用いた必要な治療
蜂窩織炎	抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療